

事務連絡
令和3年5月14日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用について

子供たちの心身の健全な発達にとって、学校給食を含め、栄養バランスのとれた食事は非常に重要です。このため、学校給食の充実や食事の提供に関する事業等について、下記のとおり周知しますので、各学校設置者におかれては、その活用等について検討いただきますようよろしくお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各指定都市教育委員会学校給食主管課及び附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

本事業については、令和3年3月18日付け事務連絡において協力依頼をさせていただいたところですが（別添1）、このたび、農林水産省より、3次公募に係る協力依頼がありました（別添2）。

本事業により、学校給食に、例えば、地元の和牛や水産物等を提供すること等も可能であり、子供たちの地元食材や国産食材に対する関心を高める機会にもつながるものと考えられます。

各学校設置者におかれては、農林水産省からの協力依頼の記載内容を参照いただき、都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等の事業実施者から、国産農林水産物等の学校給食への提供の相談があった場合には、学校給食や食育指導の充実等の観点から、給食メニュー内容や日程の調整等について御協力いただきますようお願いいたします。

【本件連絡先】

(学校給食・食育等について)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係・食育推進係

電話:03(5253)4111 (内線 2095)

(国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業について)

農林水産省大臣官房政策課

電話:03(6744)2089 (内線 3089)

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用や、福祉部局との連携による地域の子ども食堂の情報の周知等により、子供たちの「食」の充実に取り組んでいただきますようよろしくお願いします。

別添 1

事務連絡
令和3年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用及び
福祉部局との連携による子ども食堂の情報の周知等について

子供たちの心身の健全な発達にとって、学校給食を含め、栄養バランスのとれた食事は非常に重要です。このため、学校給食の充実や食事の提供に関する事業等について、下記のとおり周知しますので、各学校設置者におかれては、その活用等について検討いただきますようよろしくお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対して、各指定都市教育委員会学校給食主管課及び附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業等の活用について

本事業については、令和3年2月12日付け事務連絡において協力依頼をさせていただいたところですが、~~(別添1)~~、このたび、農林水産省より、2次公募に係る協力依頼がありました~~(別添2)~~。

本事業により、学校給食に、例えば、地元の和牛や水産物等を提供すること等も可能であり、子供たちの地元食材や国産食材に対する関心を高める機会にもつながるものと考えられます。

各学校設置者におかれては、農林水産省からの協力依頼の記載内容を参照い

ただき、都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等の事業実施者から、国産農林水産物等の学校給食への提供の相談があった場合には、学校給食や食育指導の充実等の観点から、給食メニュー内容や日程の調整等について御協力いただきますようお願いいたします。

なお、農林水産省においては、学校給食や子ども食堂等、子ども宅食で使用する米の一部について政府備蓄米を無償交付しております（米粉パン等用も含まれます。）。

◎農林水産省HP（学校給食用等政府備蓄米交付について）

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

2. 福祉部局との連携による子ども食堂の情報の周知及び子供たちの食生活や栄養摂取の状況等の把握について

昨今、地域のボランティアが子供たちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組（子供に限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）が、「子ども食堂」等の名称で各地にて開催されています。

年度末に向けて、多くの学校が春季休業を迎えますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う家計の急変等により、家庭において、十分な食事を摂ることができない子供が出てくることも考えられます。子供たちへの食事の提供等については、例えば、地域の子ども食堂の情報を周知すること等も有用であると考えており、既に「子ども食堂の活動に関する福祉部局との連携について」（平成30年7月5日付け生涯学習政策局長・初等中等教育局長連名通知）（別添3）において、福祉部局とも積極的に連携するよう通知しております。

各学校設置者におかれては、今一度、当該通知の内容を御確認いただくとともに、福祉部局とも積極的に連携の上、困難を抱える子供たちを含む様々な子供たちやその保護者に対し、地域の子ども食堂の情報が行き届くよう、必要な取組をお願いいたします。

なお、地域の子ども食堂に関する情報については、各地方公共団体の福祉部局等が把握している場合のほか、例えば、すべての子ども食堂の情報が掲載されているわけではありませんが、以下の子ども食堂ネットワークのHPで検索することができますので、参考にお知らせします。

◎子ども食堂ネットワーク

<http://kodomoshokudou-network.com/>

また、各学校においては、学級担任や栄養教諭、養護教諭等が連携し、子供たちの食生活や栄養摂取の状況等にしっかりと注意を向けていただくとともに、子供たちに対して必要な支援が行われるよう、関係機関とも連携しつつ、適切に取り組んでいただくようよろしくお願いします。

【本件連絡先】

(学校給食・食育等について)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

電話:03(5253)4111 (内線 2694)

(国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業について)

農林水産省大臣官房政策課

電話:03(6744)2089 (内線 3089)

(政府備蓄米について)

農林水産省政策統括官付穀物課

電話:03(3502)8111 (内線 4239)

事 務 連 絡
令 和 3 年 5 月 14 日

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 御中

農林水産省大臣官房政策課

国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業の周知について（協力依頼）

令和2年度3次補正予算において措置した「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」について、令和3年3月17日付け事務連絡において2次公募の周知の協力を依頼したところですが、今般3次公募を行うこととなりました。3次公募のスケジュールは下記のとおりです。

① 公募期間：令和3年5月14日(金)から同年6月22日(火)

② 事業実施期間：令和3年7月中旬から同年9月30日(木)

事業の詳細は当省ホームページ（下記URL）にて公開しております。また、別紙に事業イメージ図を添付していますのでご参照ください。

貴省におかれましては、各学校設置者に対して上記内容について周知をいただけるようお願いいたします。

・農林水産省ホームページURL

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tayouka/201216.html>

・販路多様化事業事務局ホームページURL

<https://hanrotayouka.jp/>

また、先日の事務連絡内容の再掲となりますが、下記ご留意いただけるようお願いいたします。

1次補正予算「国産農林水産物等販売促進事業」では、各都道府県教育委員会学校給食主管課が学校設置者に対する希望調査を行い、都道府県でその結果をとりまとめて申請することとしておりましたが、3次補正予算では、一律の希望調査、都道府県による要望の取りまとめは行いません。このため、各学校設置者におかれましては、事業実施者（都道府県農林水産関係部局や農林漁業団体等）から公募期間中に学校給食への提供のご相談がある可能性がありますので、その場合には、給食メニュー内容や日程の調整等にご協力いただきたいと思います。なお、本公募については、申請内容の審査の結果、不採択となる可能性もございます。このため、

学校給食に活用する際は、不採択時の場合の食材提供及び費用等も含めて、各学校設置者と事業実施者との間で充分協議いただきますようお願いします。

【本件連絡先】

令和2年度国産農林水産物等

販路多様化緊急対策事業事務局

電話:0570-030525

E-Mail:info@hanrotayouka.jp

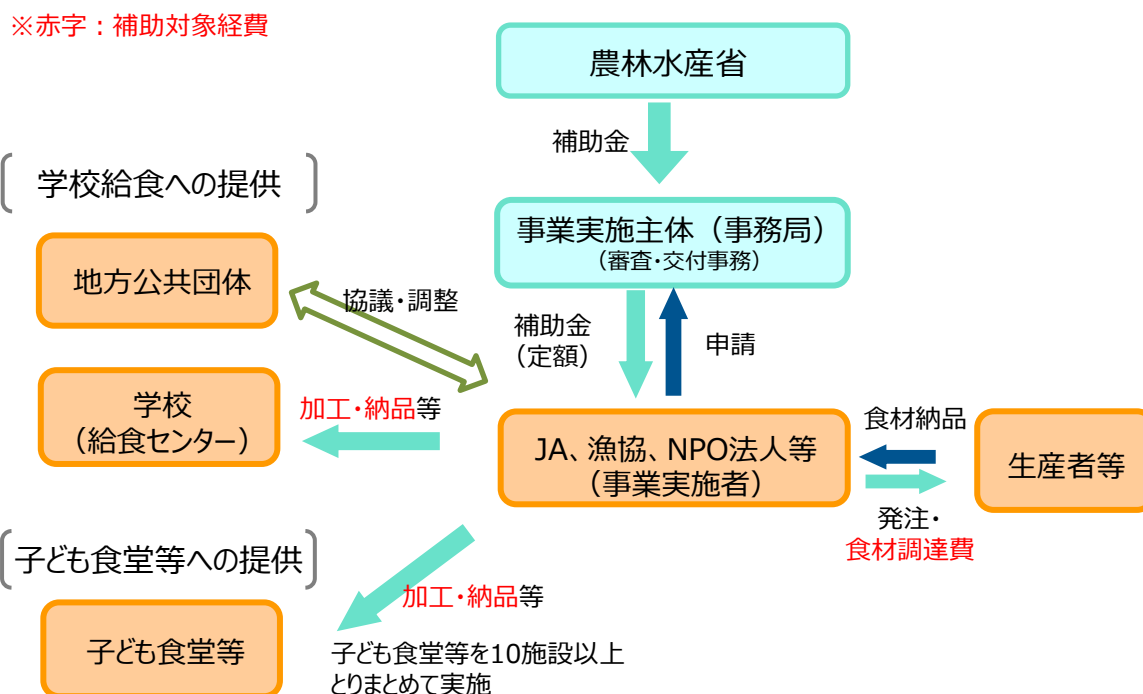
国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のうち 4 学校給食・子ども食堂等への食材提供

支援対象経費・補助率

学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等
⇒定額（実費相当額）

事業の流れ

※ここには、事業実施者の一例を記載しておりますが、生産者等、実需者等と形成するコンソーシアムや子ども食堂の運営団体を含め、幅広い者が事業実施者になることができます。詳細は実施要領等をご確認下さい



留意点

- ・支援対象は、対象農林水産物等やその生産活動についての理解増進に資する取組を行う学校給食、幼稚園、保育園、学童保育、子ども食堂及び子ども宅食の子ども世代への食材の提供です。
 - ・1取組当たりの補助上限は1億円（子ども食堂等への提供は3,000万円）、下限は100万円（子ども食堂等への提供は50万円）です。
 - ・1施設当たりの提供回数は各施設2回、各回1人あたりの対象農林水産物等の食材の調達上限単価は1,000円です。
- ※提供回数上限の各施設2回は、出し手（事業実施者）ベースでカウント